# 奄美大島行動計画の見直し・更新(案)

	宇施	ᢖ	尾施時	期	文	象範				/++ -+- <i>/</i>
事業項目	実施 主体	短期	中期	長期	推薦 地	緩衝 地帯	周辺 <u>管理</u> 地域	事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
1)保護制度の適切な運用							<u> </u>			
1 <u>奄美群島国立公園の</u> 管 理	環境省							<u>奄美群島国立公園の適切な保護管理を行うと</u> ともに,管理体制の強化を図る。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の <u>確保を図る</u> 。	
を美群島森林生態系保 2 護地域の管理	林野庁				×			奄美群島森林生態系保護地域の適切な保全・管 理を行う。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の 法的担保を確保する。	奄美群島森林生態系保 護地域保全管理委員会
3 鳥獣保護区の管理等	環境省 鹿児島県							国指定鳥獣保護区及び県指定鳥獣保護区を適 切に管理する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等の保護が図られる。	
<ul><li>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に</li><li>4 関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種の保護等</li></ul>	<u>環境省</u>							<u>絶滅のおそれのある野生動植物種を種の保存</u> 法に基づく国内希少野生動植物として指定し、 国内希少野生動植物種の保護等を図る。	<u>国内希少野生動植物種が適切に保護</u> される。	
<u>希少野生動植物保護条</u> <u>5</u> 例の運用	<u>鹿児島県</u> 各市町村				_			県及び市町村が制定している希少野生動植物 保護条例を適切に運用し、奄美大島の生物多様 性を保全する。	条例が遵守され、希少野生動植物が 適切に保護されている体制の確保。	<u>奄美群島希少野生生物</u> 保護対策協議会
6 保護増殖事業の継続実 <u>6</u> 施	文部科学省 農林水産省 環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体					_		保護増殖事業の対象種(アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オオトラツグミ)について、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。 アマミノクロウサギについては生息状況及び遺伝解析等の科学的な検討を進める。	<u>自然状態で安定的に存続できる状態とすること。</u> 【個別検討会における評価】	<u>奄美希少野生生物保護</u> <u>増殖検討会</u>
保護増殖事業の対象外 7 <u>の希少種(ケナガネズ</u> 5、アマミトゲネズミ 等)の保護増殖の取組	鹿児島県							保護増殖事業の対象外の希少種の分布状況に ついて、継続的に調査を行い、科学的データを 蓄積するとともに、外来種防除、交通事故対 策、パトロールなどの他の事業と連携した保護 増殖を図る。	<u>自然状態で安定的に存続できる状態</u> とすること。	

事業項目	実施主体	も時期 中期 長期	推薦 地	111.444	_	事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
2)外来種による影響の排	様・低減 環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体					既に定着している侵略的な外来種について、 侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い 種に焦点を絞り、対策を行う。奄美大島に未定 着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集 する。また、定着を予防するため必要に応じて 対策を講じる。	特に遺産価値(生態系・生物多様性) への影響が大きいと考えられる外来種 による影響の排除・低減	
2 マングース対策の実施	環境省					希少種の捕食等により在来の生態系に大きな 影響を及ぼしているマングースの防除を行う。	奄美大島からのマングースの完全排 除。	奄美大島におけるマン グース防除事業検討会 及び防除等戦略会議
3 ネコ対策の実施	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体					地域において,行政と民間が連携して,幅広い情報共有及び合意形成を行い,希少種生息域 (森林内)のネコについて,捕獲,一時収容, 譲渡等に関する一連の体制を整備し,排除を行 う。	布グ俚土忌塊から不口を排除し,布   小種への影響を除止	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会 (奄美大島ノイヌ・ノ ネコ対策検討会)
	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体					飼い猫の遺棄・逸出の防止,不妊措置,所有者明示等の適正飼養や,飼い猫以外のネコへのみだりな餌やり防止を図る。	集落にいるネコが適正に飼養・管理されて,新たに森林内へ侵入することがない状況の創出。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会 (奄美大島ノイヌ・ノ ネコ対策検討会)
4 ノヤギ対策の実施	各市町村					   食害により希少種を含む生態系への悪影響が   懸念されるノヤギの防除を行う。 	<b>奄美大島からのノヤギの完全排除。</b>	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会
3) 希少種への人為的影響	<u>の防止</u>							
希少野生動物の交通事 1 故対策	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体		,			希少野生動物の交通事故の発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、チラシ配布やキャンペーン実施等による普及啓発や道路改良により、交通事故をなくす。	布少野生動物との衝突を凹近するに	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会
アマミノクロウサギ等 2 の傷病野生鳥獣救護	環境省 鹿児島県 各市町村					アマミノクロウサギ等の傷病個体の救護を行う。救護個体からの情報収集を行う。また,野生復帰困難個体等の一部展示による普及啓発等への活用を検討する。死亡個体が発見された場合は,可能な限り死因を特定し,今後の対策に資する。	   個体群の維持や、生態研究・飼育技   術の確立。	奄美希少野生生物保護 増殖検討会
<ul><li>密猟・盗採防止のため</li><li>のパトロール</li></ul>	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体					行政が中心となり、地元団体や警察等と連携 しながら密猟・盗採防止パトロールや普及啓発 を行う。		奄美群島希少野生生物 保護対策協議会

事業項目 4)緩衝地帯等における産	実施 主体	実施時期 短期 長期	対象範囲 推薦 緩衝 筒辺地帯 地域	事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
1 生物多様性鹿児島県戦 8 略の運用				鹿児島県における生物多様性保全の方向性や 施策展開を取りまとめた「生物多様性鹿児島県 戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策 を遂行する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確	
を美大島生物多様性地 2 域戦略の運用	鹿児島県 各市町村			奄美大島における生物多様性の方向性や施策 展開を取りまとめた「奄美大島生物多様性地域 戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策 を遂行する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確	奄美大島自然保護協議 会
3 生物多様性に配慮した 森林施業の実施	鹿児島県 各市町村			遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の 強化と林業の両立のため、生物多様性保全型の 森林施業ルールを確立する。 そのため市町村有林における統一的な森林管 理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	遺産価値の保全と林業の経済性を両立した森林施業の手法の確立。 【森林管理手法の策定状況、森林管理 手法に基づく施業実績】	电关符局世界日然退压
環境に配慮した公共事 4 業の実施	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村			公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「 <u>奄美大島・徳之島</u> 公共事業における環境配慮指針」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、市町村、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	公共事業の際に、適切な環境配慮が 行われ、世界遺産の価値に影響が生じ ない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
5) 適切な観光管理の実現			1 1			
持続的観光マスタープ 1 ラン <u>に基づく取組の推</u> <u>進</u>				世界自然遺産登録を見据え、奄美群島観光のマス観光とエコツアーの計画的分散や施設整備と利用のあり方の方向性を示すマスタープランに基づき、計画的な来訪者管理を進める。	観光客の増加を見据えた受け入れ体	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
2 利用の調整	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体			世界遺産登録による利用の増大・集中により,環境影響の顕在化が懸念されるエリアにおいて,利用人数の制限,ガイド同行義務付け,道路通行規制等の利用のあり方について検討・調整を行い自然環境の保全を徹底し,質の高い利用を目指す。	遺産価値の保全と利用者の体験の質 の確保。	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会

事業項目	実施 主体	実施時期 短期 長期	対象範 推薦 緩衝 地 地帯	 事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
環境負荷の低減に資す 3 る施設の整備等	環境省 鹿児島県 各市町村			遺産価値を利用者に実感させ、かつ、環境負荷の低減を図るため、以下のような利用施設の整備や既存施設の改修について検討するとともに,必要な整備等を行う。 多人数利用を吸収する拠点施設森林地域の魅力を引き出す施設トイレ、歩道等の環境負荷を低減し持続的な利用のために必要な施設		奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
4 <u>世界自然遺産奄美トレ</u> 4 <u>イル</u> の整備	鹿児島県 各市町村			歩くことにより、奄美群島の自然や生活・文 化の体験や地元との触れ合いを充実させ、滞在 型観光にもつながるトレイルを整備する。 質の高い自然探勝を促進させることにより、 世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資す る。	トレイルが群島全体をつなげ、来島 者がリピーターとなって何度でも好み に応じて質の高い利用をする状況の創	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
5 エコツーリズムの推進	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体			世界自然遺産の核心地域等において、エコツアーガイドの同行による少人数観光を充実させ、本物の自然を求める観光客の満足度を向上させる。 質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	核心地域等におけるエコツアーガイドが同行する少人数観光の確立により、観光客が奄美大島の自然に満足し、リピーターとなって何度でも来島	奄美群島エコツーリズ ム推進協議会
6 ガイドの育成	鹿児島県 各市町村 地元関係団体			質の高い自然探勝を促進させることにより、	質の高いガイドの提供により、利用者が奄美大島観光に満足し、リピーターとなって何度でも来島する状況の創出。	
6)地域社会の参加・協働	こよる保全管理					
生物多様性に配慮した 1 森林施業の実施【再 掲】	鹿児島県 各市町村			遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の 強化と林業の両立のため生物多様性保全型の森 林施業ルールを確立する。 そのため市町村有林における統一的な森林管 理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	遺産価値の保全と林業の経済性を両立した森林施業の手法の確立。 【森林管理手法の策定状況、森林管理 手法に基づく施業実績】	电关针句也介白然退压 促进地仅今,并用拴针

	<b>=</b> *	実施時期		期	文	象範				/#. <del>*</del> 2
事業項目	実施 主体	短期	中期	長期	推薦 地	緩衝 地帯	周辺 <u>管理</u> 地域	事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
2 環境に配慮した公共事 2 業の実施【再掲】	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村		>						公共事業の際に、適切な環境配慮が 行われ、世界遺産の価値に影響が生じ ない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
。 域外住民、観光客等へ 3 の情報発信	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							様々な媒体を使った自然や文化の魅力、世界 遺産としての価値、利用上のルールなどの情報 を全国に発信し、奄美群島への理解を深めても らう。	ともに、環境配慮と両立した観光によ	
4 ゴミの不法投棄防止活 動等の実施	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							ゴミの不法投棄防止活動や清掃活動等の実施 により、世界自然遺産の島である奄美大島の環 境美化を図る。		
普及啓発等を通じた住 5 民による取組の推進	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							要性等について住民に認識してもらい、住民に	住民一人ひとりが世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来種対策の必要性等について認識し、積極的に取組を進めている状況の創出。	
奄美群島の自然と共生 6 してきた文化の継承	鹿児島県 各市町村 地元関係団体							電美群島の自然は、他の自然遺産地域と異なり、長い歴史を通じて人間との濃密な関わりの中で維持されてきていることから、自然環境の保全とともに自然と共生してきた奄美群島独特の文化が継承されるよう啓発に努める。		
7 環境学習の取組の推進	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							子どもたちに地域の自然・文化に興味をもってもらうために、世界自然遺産 <u>地域</u> 特有の環境 教育に力を入れる。		
7) 適切なモニタリングと 1 情報発信と活用	情報の活用 環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村							各事業主体が実施したモニタリング結果、その他の調査研究等の情報・知見等について、広く情報を集約・蓄積するとともに、公式ホームページ等による一元的な 情報の集約・管理・公開の仕組みを確保する。	術が集約・蓄積され、保全・管理に活	

	₽₩.	実	施時	期	灾	象範				/#. <b>*</b> 2
事業項目	実施 主体	短期	中期	長期	推薦 地	緩衝 地帯	周辺 管理 地域	事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
<u>モニタリング計画の作</u> 2 成及びモニタリングの 実施	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							T - AUN (한학교 + Mr 라고 V V + I - 학교	遺産価値の保全状況の確認及びその 結果を取組に反映し、順応的管理を図 る。	
<u>奄美大島行動計画の進</u> 3 <u>捗確認</u>	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体						_	行動計画の進捗確認を行うとともに、必要に 応じてモニタリング計画に基づく評価等を踏ま え、行動計画や事業内容の見直しを検討する。		

## 奄美大島行動計画の見直し・更新(案)

电大八曲门到间	— • • • • • •	<b>—</b>	AI (:	/ //					
事業項目	実施 主体	短期 中期	長期	放 推薦 地	まります。 緩衝 地帯	<u>尹</u> 周辺 管理 地域	事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
1)保護制度の適切な運用									
和 奄美群島 <mark>の</mark> 国立公園 <mark>指</mark> 定・の管理	環境省						電美大島のうち、世界遺産の価値の核心を成す地域を中心に国立公園に指定する。指定後は適切に管理する。 電美群島国立公園の適切な保護管理を行うと ともに,管理体制の強化を図る。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の <del>法的担保を</del> 確保 <del>する</del> を <u>図る</u> 。	
2 奄美群島森林生態系保 2 護地域の管理	林野庁						奄美群島森林生態系保護地域の適切な保全・管 理を行う。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の法 的担保を確保する。	奄美群島森林生態系保 護地域保全管理委員会
3 鳥獣保護区の管理等	環境省 鹿児島県						国指定鳥獣保護区及び県指定鳥獣保護区を適 切に管理する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等の保護が図られる。	
<ul><li>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に</li><li>4 関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種の保護等</li></ul>	<u>環境省</u>			_			<u>絶滅のおそれのある野生動植物種を種の保存法に基づく国内希少野生動植物として指定し、</u> 国内希少野生動植物種の保護等を図る。	<u>国内希少野生動植物種が適切に保護される。</u>	
5 <u>希少野生動植物保護条</u> 5 例の運用	<u>鹿児島県</u> 各市町村			_			県及び市町村が制定している希少野生動植物 保護条例を適切に運用し、奄美大島の生物多様 性を保全する。	条例が遵守され、希少野生動植物が 適切に保護されている体制の確保。	<u>奄美群島希少野生生物</u> 保護対策協議会
6 保護増殖事業の継続実 施	文部科学省 農林水産省 環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体			_	_		保護増殖事業の対象種(アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オオトラツグミ)について、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。アマミノクロウサギについては生息状況及び遺伝解析等の科学的な検討を進める。	<u>自然状態で安定的に存続できる状態とすること。</u> 【個別検討会における評価】	<u>奄美希少野生生物保護</u> <u>增殖検討会</u>
保護増殖事業の対象外 の希少種(ケナガネズ 三、アマミトゲネズミ 等)の保護増殖の取組	鹿児島県 各市町村 地元関係団体			_	_	_	保護増殖事業の対象外の希少種の分布状況について、継続的に調査を行い、科学的データを蓄積するとともに、外来種防除、交通事故対策、パトロールなどの他の事業と連携した保護増殖を図る。	<u>自然状態で安定的に存続できる状態</u> <u>とすること。</u>	
<b>32) 外来種による影響の</b>	TFP示 * 1以测								

事業項目	実施 主体		短時期 中期 長期	批曲	対象範 緩衝 地帯		事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
1 侵略的外来種への対策 1 の強化	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体						既に定着している侵略的な外来種について、 侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い 種に焦点を絞り、対策を行う。奄美大島に未定 着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集 する。また、定着を予防するため必要に応じて 対策を講じる。	特に遺産価値(生態系・生物多様性) への影響が大きいと考えられる外来種 による影響の排除・低減	
2 マングース対策の実施	環境省			>			希少種の捕食等により在来の生態系に大きな 影響を及ぼしているマングースの防除を行う。	奄美大島からのマングースの完全排 除。	奄美大島におけるマン グース防除事業検討会 及び防除等戦略会議
3 ネコ対策の実施	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体			>			地域において,行政と民間が連携して,幅広 い情報共有及び合意形成を行い,希少種生息域 (森林内)のネコについて,捕獲,一時収容, 譲渡等に関する一連の体制を整備し,排除を行 う。	希少種生息域からネコを排除し,希 少種への影響を防止。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会 (奄美大島ノイヌ・ノ ネコ対策検討会)
	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体			>			飼い猫の遺棄・逸出の防止,不妊措置,所有 者明示等の適正飼養や,飼い猫以外のネコへの みだりな餌やり防止を図る。	集落にいるネコが適正に飼養・管理されて,新たに森林内へ侵入することがない状況の創出。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会 (奄美大島ノイヌ・ノ ネコ対策検討会)
4 ノヤギ対策の実施	各市町村						食害により希少種を含む生態系への悪影響が 懸念されるノヤギの防除を行う。	奄美大島からのノヤギの完全排除。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会
<u> 23</u> ) 希少種の保護・増殖	への人為的影響	の防止				ı			T
<ul><li>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に</li><li>1 関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種の保護等</li></ul>	環境省			_	_	_	- 絶滅のおそれのある野生動植物種を種の保存法に基づく国内希少野生動植物として指定し、国内希 少野生動植物種の保護等を図る。	- <mark>国内希少野生動植物種が適切に保護される。</mark>	
全 希少野生動植物保護条 例の運用	<del>鹿児島県</del> 各市町村			_	_	_	県及び市町村が制定している希少野生動植物保 護条例を適切に運用し、奄美大島の生物多様性を 保全する。	条例が遵守され、希少野生動植物が適 切に保護されている体制の確保。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会
3 <del>保護増殖事業の継続実</del> 施	文部科学省 農林水産省 環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体			_	_	_	保護増殖事業の対象種(アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オオトラツグミ)について、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。	自然状態で安定的に存続できる状態と すること。 【個別検討会における評価】	奄美希少野生生物保護 増殖検討会

事業項目	実施 主体	短期 中期		京範 囲 援衝 周辺 地帯 <mark>管理</mark>	事業の内質	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
保護増殖事業の対象外 の希少種(ケナガネズ シ、アマミトゲネズミ等)の 保護増殖の取組	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体			_	保護増殖事業の対象外の希少種の分布状況に ついて、継続的に調査を行い、科学的データを蓄 積するとともに、外来種防除、交通事故対策、パト ロールなどの他の事業と連携した保護増殖を図 る。	<del>自然状態で安定的に存続できる状態と すること。</del>	
5 希少野生動物の交通事 1 故対策	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				希少野生動物の交通事故の発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、チラシ配布やキャンペーン実施等による普及啓発や道路改良により、交通事故をなくす。	希少野生動物との衝突を回避するため、速度制限が遵守され、交通事故が 発生しない状況を確保。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会
<ul><li>6 アマミノクロウサギ等</li><li>2 の傷病野生鳥獣救護</li></ul>	環境省 鹿児島県 各市町村				アマミノクロウサギ等の傷病個体の救護を行う。救護個体からの情報収集を行う。また,野生復帰困難個体等の一部展示による普及啓発等への活用を検討する。死亡個体が発見された場合は,可能な限り死因を特定し,今後の対策に資する。	┃ ┃ 個体群の維持や、生態研究・飼育技	奄美希少野生生物保護 増殖検討会
<mark>チ</mark> 密猟・盗採防止のため <u>3</u> のパトロール	展児島県 各市町村 地元関係団体				行政が中心となり、地元団体や警察等と連携 しながら密猟・盗採防止パトロールや普及啓発 を行う。	効果的な監視体制の確立、密猟・盗 採が発生しない状況の確保。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会
4)緩衝地帯等や周辺地域	こおける産業と	の調和					
1 生物多様性鹿児島県戦 1 略の運用	鹿児島県 各市町村				鹿児島県における生物多様性保全の方向性や 施策展開を取りまとめた「生物多様性鹿児島県 戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策 を遂行する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確	
2 奄美大島生物多様性地 2 域戦略の運用	鹿児島県 各市町村				奄美大島における生物多様性の方向性や施策 展開を取りまとめた「奄美大島生物多様性地域 戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策 を遂行する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確	奄美大島自然保護協議 会
3 生物多様性に配慮した 森林施業の実施	鹿児島県 各市町村				遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の 強化と林業の両立のため、生物多様性保全型の 森林施業ルールを確立する。 そのため市町村有林における統一的な森林管 理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	」 遺産価値の保全と外業の経済性を向立した森林施業の手法の確立。  「本社会理芸法の学家は知った社会理	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会

事業項目	実施主体	実施時期 短期 中期 長期	推薦 綾悝	# 周辺 <b>管理</b> 地域	事業の四日	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
4 環境に配慮した公共事 業の実施	鹿児島県 各市町村		>		世界遺産及びその周辺地域における公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「 <u>奄美大島・徳之島</u> 公共事業における環境配慮指針(仮称)」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、市町村、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	11771に、世界遺産の価値に影響が至しない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
5) <u>適正利用とエコツーリ</u>	<del>ズム</del> 適切な観光	管理の実現	1				
持続的観光マスタープ 1 ラン <del>の策</del> 定 <u>に基づく取</u> <u>組の推進</u>			>		世界自然遺産登録を見据え、奄美群島観光のマス観光とエコツアーの計画的分散や施設整備と利用のあり方の方向性を示すマスタープランに基づき、計画的な来訪者管理を進める。	観光客の増加を見据えた受け入れ体	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
2 利用の調整	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				世界遺産登録による利用の増大・集中により, 環境影響の顕在化が懸念されるエリアにおいて,利用人数の制限,ガイド同行義務付け,道 路通行規制等の利用のあり方について検討・調 整を行い自然環境の保全を徹底し,質の高い利 用を目指す。	遺産価値の保全と利用者の体験の質 の確保。	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
環境負荷の低減に資す 3 る施設の整備等	環境省 鹿児島県 各市町村		<b>&gt;</b>		遺産価値を利用者に実感させ、かつ、環境負荷の低減を図るため、以下のような利用施設の整備や既存施設の改修について検討するとともに,必要な整備等を行う。 多人数利用を吸収する拠点施設森林地域の魅力を引き出す施設トイレ、歩道等の環境負荷を低減し持続的な利用のために必要な施設	遺産価値の保全と利用者の体験の質 の確保。	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
<mark>奄美</mark> 世界自然遺産 <mark>奄美</mark> 4 トレイル <del>(仮称)</del> の整 備	鹿児島県 各市町村		>		歩くことにより、奄美群島の自然や生活・文 化の体験や地元との触れ合いを充実させ、滞在 型観光にもつながるトレイルを整備する。 質の高い自然探勝を促進させることにより、 世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資す る。	者がリピーターとなって何度でも好み に応じて質の高い利用をする状況の創	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会

事業項目	実施 実施 主体	実施時期 短期 中期 長期	月 推薦 綾狸	事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
5 エコツーリズムの推進	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体		>	世界自然遺産の核心地域等において、エコツアーガイドの同行による少人数観光を充実させ、本物の自然を求める観光客の満足度を向上させる。 質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	核心地域等におけるエコツアーガイドが同行する少人数観光の確立により、観光客が奄美大島の自然に満足し、リピーターとなって何度でも来島	奄美群島エコツーリズ ム推進協議会
6 ガイドの育成	鹿児島県 各市町村 地元関係団体		>	質の高いガイド(観光案内ガイド、エコツアーガイド、里エコガイド等)を育成し、奄美大島の観光を充実させる。 質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	質の高いガイドの提供により、利用者が奄美大島観光に満足し、リピーターとなって何度でも来島する状況の創出。	
6)地域社会の参加・協働	による保全管理					
生物多様性に配慮した 1 森林施業の実施【再 掲】			>	遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の 強化と林業の両立のため生物多様性保全型の森 林施業ルールを確立する。 そのため市町村有林における統一的な森林管 理手法を定め、地域全体での共有を目指す。		电关杆岛也乔日杰退性   促进地仅会。
環境に配慮した公共事 2 業の実施【再掲】	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村		>	世界遺産及びその周辺地域における公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「環境配慮指針(仮称)」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、市町村、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	公共事業の際に、適切な環境配慮が 行われ、世界遺産の価値に影響が生じ ない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
3 域外住民、観光客等へ の情報発信	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体		>	様々な媒体を使った自然や文化の魅力、世界 遺産としての価値、利用上のルールなどの情報 を全国に発信し、奄美群島への理解を深めても らう。	ともに、環境配慮と両立した観光によ	
4 ゴミの不法投棄防止活 動等の実施	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体			ゴミの不法投棄防止活動や清掃活動等の実施 により、世界自然遺産の島である奄美大島の環 境美化を図る。		

事業項目	実施 主体	短期 「	色時期 中期	-		象範[ 緩衝 地帯		事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
5 普及啓発等を通じた住 5 民による取組の推進	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							勉強会や各種イベントの実施、ポスターやパンフレット等の作成・配布等により、世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来種対策の必要性等について住民に認識してもらい、住民による取組を推進する。	住民一人ひとりが世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来種対策の必要性等について認識し、積極的に取組を進めている状況の創出。	
奄美群島の自然と共生 6 してきた文化の継承	鹿児島県 各市町村 地元関係団体							奄美群島の自然は、他の自然遺産地域と異なり、長い歴史を通じて人間との濃密な関わりの中で維持されてきていることから、自然環境の保全とともに自然と共生してきた奄美群島独特の文化が継承されるよう啓発に努める。	住民一人ひとりが奄美群島の自然と 文化に誇りを持ち、次世代へ継続する 環境づくりの推進。	
7 環境学習の取組の推進	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							子どもたちに地域の自然・文化に興味をもってもらうために、世界自然遺産 <mark>候補地地域</mark> 特有の環境教育に力を入れる。		
7) 適切なモニタリングと	青報の活用									
1 情報発信と活用	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村							各事業主体が実施したモニタリング結果、その他の調査研究等の情報・知見等について、広く情報を集約・蓄積するとともに、公式ホームページ等による一元的な 情報の集約・管理・公開の仕組みを確保する。	遺産の価値に関わる情報・知見・技 術が集約・蓄積され、保全・管理に活 用される。	
<u>モニタリング計画の作</u> 2 成及びモニタリングの 実施	鹿児島県 各市町村 地元関係団体				_	_	_	<u>モニタリング計画を作成するとともに、計画</u> の下、モニタリングを実施する。	<u>遺産価値の保全状況の確認及びその 結果を取組に反映し、順応的管理を図 る。</u>	
3 <u>奄美大島行動計画の進</u> <u> </u>	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				_	_		行動計画の進捗確認を行うとともに、必要に 応じてモニタリング計画に基づく評価等を踏ま え、行動計画や事業内容の見直しを検討する。	行動計画に基づく事業・取組を進め、遺産価値が維持されている状態を 確保する。	

## 奄美大島行動計画の見直し・更新(案)

	— ** > 0 \		/IN /					
事業項目	実施 主体	短期 中期 長期		象範 緩衝 地帯		事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
1)保護制度の適切な運用								
1 <u>奄美群島国立公園の</u> 管 1 理	環境省					<u>奄美群島国立公園の適切な保護管理を行うと</u> ともに,管理体制の強化を図る。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の <u>確保を図る</u> 。	
を ・	林野庁					奄美群島森林生態系保護地域の適切な保全・管 理を行う。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の 法的担保を確保する。	奄美群島森林生態系保 護地域保全管理委員会
3 鳥獣保護区の管理等	環境省 鹿児島県					国指定鳥獣保護区及び県指定鳥獣保護区を適 切に管理する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等の保護が図られる。	
<ul><li>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に</li><li>4 関する法律(種の保存 法)に基づく国内希少野生動植物種の保護等</li></ul>	<u>環境省</u>				ı	<u>絶滅のおそれのある野生動植物種を種の保存</u> 法に基づく国内希少野生動植物として指定し、 国内希少野生動植物種の保護等を図る。	<u>国内希少野生動植物種が適切に保護</u> される。	
5 <u>希少野生動植物保護条</u> 5 例の運用	<u>鹿児島県</u> 各市町村					<u>県及び市町村が制定している希少野生動植物保護条例を適切に運用し、奄美大島の生物多様性を保全する。</u>	条例が遵守され、希少野生動植物が 適切に保護されている体制の確保。	<u>奄美群島希少野生生物</u> 保護対策協議会
6 保護増殖事業の継続実 施	文部科学省 農林水産省 環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体		_	_	_	保護増殖事業の対象種(アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オオトラツグミ)について、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。アマミノクロウサギについては生息状況及び遺伝解析等の科学的な検討を進める。	<u>自然状態で安定的に存続できる状態 とすること。</u> 【個別検討会における評価】	<u>奄美希少野生生物保護</u> <u>増殖検討会</u>
保護増殖事業の対象外 の希少種(ケナガネズ ろ ミ、アマミトゲネズミ 等)の保護増殖の取組	<u>鹿児島県</u> <u>各市町村</u> 地元関係団体		_	_	_	保護増殖事業の対象外の希少種の分布状況について、継続的に調査を行い、科学的データを蓄積するとともに、外来種防除、交通事故対策、パトロールなどの他の事業と連携した保護増殖を図る。	<u>自然状態で安定的に存続できる状態</u> とすること。	
2)外来種による影響の排	徐・低減							

事業項目	実施 実施 主体		施時期 中期 長	+A- ##	対象範 緩衝 地帯		事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
1 侵略的外来種への対策 の強化	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体						既に定着している侵略的な外来種について、 侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い 種に焦点を絞り、対策を行う。奄美大島に未定 着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集 する。また、定着を予防するため必要に応じて 対策を講じる。	特に遺産価値(生態系・生物多様性) への影響が大きいと考えられる外来種 による影響の排除・低減	
2 マングース対策の実施	環境省						希少種の捕食等により在来の生態系に大きな 影響を及ぼしているマングースの防除を行う。	奄美大島からのマングースの完全排 除。	奄美大島におけるマン グース防除事業検討会 及び防除等戦略会議
3 ネコ対策の実施	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体						地域において,行政と民間が連携して,幅広い情報共有及び合意形成を行い,希少種生息域(森林内)のネコについて,捕獲,一時収容,譲渡等に関する一連の体制を整備し,排除を行う。	希少種生息域からネコを排除し,希 少種への影響を防止。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会 (奄美大島ノイヌ・ノ ネコ対策検討会)
	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体						飼い猫の遺棄・逸出の防止,不妊措置,所有者明示等の適正飼養や,飼い猫以外のネコへのみだりな餌やり防止を図る。	集落にいるネコが適正に飼養・管理されて,新たに森林内へ侵入することがない状況の創出。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会 (奄美大島ノイヌ・ノ ネコ対策検討会)
4 ノヤギ対策の実施	各市町村						食害により希少種を含む生態系への悪影響が 懸念されるノヤギの防除を行う。	奄美大島からのノヤギの完全排除。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会
3) 希少種への人為的影響	<u>の防止</u>	<u> </u>				1			
希少野生動物の交通事 1 故対策	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体						希少野生動物の交通事故の発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、チラシ配布やキャンペーン実施等による普及啓発や道路改良により、交通事故をなくす。	希少野生動物との衝突を回避するため、速度制限が遵守され、交通事故が 発生しない状況を確保。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会
アマミノクロウサギ等 2 の傷病野生鳥獣救護	環境省 鹿児島県 各市町村						アマミノクロウサギ等の傷病個体の救護を行う。救護個体からの情報収集を行う。また,野生復帰困難個体等の一部展示による普及啓発等への活用を検討する。死亡個体が発見された場合は,可能な限り死因を特定し,今後の対策に資する。		奄美希少野生生物保護 増殖検討会
密猟・盗採防止のため <u>3</u> のパトロール	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体						行政が中心となり、地元団体や警察等と連携 しながら密猟・盗採防止パトロールや普及啓発 を行う。	効果的な監視体制の確立、密猟・盗 採が発生しない状況の確保。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会

事業項目 4)緩衝地帯等における産	実施 主体 <b>巻との調和</b>	実施時期 短期 長期	対象範囲推薦 緩衝 筒辺地帯 地帯 地域	事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関) 
1 生物多様性鹿児島県戦 8 略の運用				鹿児島県における生物多様性保全の方向性や 施策展開を取りまとめた「生物多様性鹿児島県 戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策 を遂行する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確	
2 奄美大島生物多様性地 2 域戦略の運用	鹿児島県 各市町村			奄美大島における生物多様性の方向性や施策 展開を取りまとめた「奄美大島生物多様性地域 戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策 を遂行する。		奄美大島自然保護協議 会
3 生物多様性に配慮した 森林施業の実施	鹿児島県 各市町村			遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の 強化と林業の両立のため、生物多様性保全型の 森林施業ルールを確立する。 そのため市町村有林における統一的な森林管 理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	遺産価値の保全と林業の経済性を両立した森林施業の手法の確立。 【森林管理手法の策定状況、森林管理 手法に基づく施業実績】	用主柱号   农口为19件
環境に配慮した公共事 4 業の実施	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村			世界遺産及びその周辺 <u>管理</u> 地域における公共 事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよ う、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、 奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然 や文化の特殊性を踏まえた「環境配慮指針(仮 称)」や、その運用を支援する仕組みを検討 し、国、県、市町村、民間事業者と共有するこ とにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図 る。	公共事業の際に、適切な環境配慮が 行われ、世界遺産の価値に影響が生じ ない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
5 ) 適切な観光管理の実現				世界自然遺産登録を見据え、奄美群島観光の		奋 <b>羊</b> 群鳥世界白 <b>妖</b> 遣産
1 持続的観光マスタープ ランの策定	鹿児島県			マス観光とエコツアーの計画的分散や施設整備と利用のあり方の方向性を示すマスタープランに基づき、計画的な来訪者管理を進める。		候補地保全・活用検討会
2 利用の調整	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体			世界遺産登録による利用の増大・集中により、環境影響の顕在化が懸念されるエリアにおいて、利用人数の制限、ガイド同行義務付け、 道路通行規制等の利用のあり方について検討・ 調整を行い自然環境の保全を徹底し、質の高い 利用を目指す。	遺産価値の保全と利用者の体験の質 の確保。	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会

事業項目	実施 主体	実施時期 短期 長期	対象範推薦 緩衝地帯	E E E Physic	事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
環境負荷の低減に資す 3 る施設の整備等	環境省 鹿児島県 各市町村				遺産価値を利用者に実感させ、かつ、環境負荷の低減を図るため、以下のような利用施設の整備や既存施設の改修について検討するとともに,必要な整備等を行う。 多人数利用を吸収する拠点施設森林地域の魅力を引き出す施設トイレ、歩道等の環境負荷を低減し持続的な利用のために必要な施設		奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
4 奄美世界自然遺産トレ 4 イル(仮称)の整備	鹿児島県 各市町村				歩くことにより、奄美群島の自然や生活・文 化の体験や地元との触れ合いを充実させ、滞在 型観光にもつながるトレイルを整備する。 質の高い自然探勝を促進させることにより、 世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資す る。	トレイルが群島全体をつなげ、来島 者がリピーターとなって何度でも好み に応じて質の高い利用をする状況の創	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
5 エコツーリズムの推進	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				世界自然遺産の核心地域等において、エコツアーガイドの同行による少人数観光を充実させ、本物の自然を求める観光客の満足度を向上させる。 質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	核心地域等におけるエコツアーガイドが同行する少人数観光の確立により、観光客が奄美大島の自然に満足し、リピーターとなって何度でも来島	奄美群島エコツーリズ ム推進協議会
6 ガイドの育成	鹿児島県 各市町村 地元関係団体				質の高い自然探勝を促進させることにより、	質の高いガイドの提供により、利用者が奄美大島観光に満足し、リピーターとなって何度でも来島する状況の創出。	
6)地域社会の参加・協働 生物多様性に配慮した	64 日 包 18				遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の 強化と林業の両立のため生物多様性保全型の森	退圧価値の休宝と体業の経済性を画	奄美群島世界自然遺産
1 森林施業の実施【再 掲】	各市町村				林施業ルールを確立する。 そのため市町村有林における統一的な森林管 理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	立した森林施業の手法の確立。 【森林管理手法の策定状況、森林管理 手法に基づく施業実績】	候補地保全・活用検討 会

事業項目	実施 主体	短期 中期	対象範 推薦 緩衝 地 地帯	 事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
っ 環境に配慮した公共事 2 業の実施【再掲】	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村			世界遺産及びその周辺地域における公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「環境配慮指針(仮称)」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、市町村、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	公共事業の際に、適切な環境配慮が 行われ、世界遺産の価値に影響が生じ ない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
3 域外住民、観光客等へ 3 の情報発信	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体			様々な媒体を使った自然や文化の魅力、世界 遺産としての価値、利用上のルールなどの情報 を全国に発信し、奄美群島への理解を深めても らう。	ともに、環境配慮と両立した観光によ	
4 ゴミの不法投棄防止活 動等の実施	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体			ゴミの不法投棄防止活動や清掃活動等の実施 により、世界自然遺産の島である奄美大島の環 境美化を図る。		
5 普及啓発等を通じた住 5 民による取組の推進	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				住民一人ひとりが世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来種対策の必要性等について認識し、積極的に取組を進めている状況の創出。	
奄美群島の自然と共生 6 してきた文化の継承	鹿児島県 各市町村 地元関係団体			電美群島の自然は、他の自然遺産地域と異なり、長い歴史を通じて人間との濃密な関わりの中で維持されてきていることから、自然環境の保全とともに自然と共生してきた奄美群島独特の文化が継承されるよう啓発に努める。	住民一人ひとりが奄美群島の自然と 文化に誇りを持ち、次世代へ継続する 環境づくりの推進。	
7 環境学習の取組の推進	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体			子どもたちに地域の自然・文化に興味をもってもらうために、世界自然遺産候補地特有の環境教育に力を入れる。	子どもたちが、地域の自然や文化に 興味をもち、希少種保護や外来種対策 の必要性等について理解する。	
7)適切なモニタリングと	青報の活用 環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村			各事業主体が実施したモニタリング結果、その他の調査研究等の情報・知見等について、広く情報を集約・蓄積するとともに、公式ホームページ等による一元的な情報の集約・管理・公開の仕組みを確保する。	術が集約・蓄積され、保全・管理に活	

	<del>□</del> +/-	実	施時	期	灾	象範	进		C7 +## 1.	/#. <b>*</b> Z
事業項目	実施 主体	短期	中期	長期	推薦 地	緩衝 地帯	周辺 管理 地域	事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
<u>モニタリング計画の作</u> 2 成及びモニタリングの 実施	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				_				遺産価値の保全状況の確認及びその 結果を取組に反映し、順応的管理を図 る。	
3 <u>奄美大島行動計画の進</u> 3 <u>捗確認</u>	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				_		_	<u>奄美大島行動計画が着実に進められているか</u> <u>について進捗確認を実施するとともに、必要に</u> <u>応じてモニタリング計画に基づく評価等を踏ま</u> え、行動計画や事業内容の見直しを検討する。	<u> 电天八両11割計画に塗りて争乗・収</u> 切ち進ぬ、連充体はがはは、投化され	

# 奄美大島行動計画(H30.12 改正案)

事業項目 1)保護制度の適切な運用	実施 主体	短期 中期		111. +++			目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
奄美群島 <mark>の</mark> 国立公園 <mark>指</mark> 1 <mark>定・</mark> の管理	環境省		·			電美大島のうち、世界遺産の価値の核心を成 す地域を中心に国立公園に指定する。指定後は 適切に管理する。 電美群島国立公園の適切な保護管理を行うと ともに,管理体制の強化を図る。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の <del>法的担保を</del> 確保 <del>する</del> を <mark>図る</mark> 。	
を美群島森林生態系保 2 護地域の管理	林野庁		>			奄美群島森林生態系保護地域の適切な保全・管 理を行う。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の法 的担保を確保する。	奄美群島森林生態系保 護地域保全管理委員会
3 鳥獣保護区の管理等	環境省 鹿児島県					国指定鳥獣保護区及び県指定鳥獣保護区を適 切に管理する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等の保護が図られる。	
<ul><li>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に</li><li>4 関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種の保護等</li></ul>	<u>環境省</u>					<u>絶滅のおそれのある野生動植物種を種の保存</u> 法に基づく国内希少野生動植物として指定し、 国内希少野生動植物種の保護等を図る。	<u>国内希少野生動植物種が適切に保護</u> される。	
5 <u>希少野生動植物保護条</u> 例の運用	<u>鹿児島県</u> 各市町村		_			<u>県及び市町村が制定している希少野生動植物保護条例を適切に運用し、奄美大島の生物多様性を保全する。</u>	条例が遵守され、希少野生動植物が 適切に保護されている体制の確保。	<u>奄美群島希少野生生物</u> 保護対策協議会
6 保護増殖事業の継続実 施	文部科学省 農林水産省 環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体		<u> </u>			保護増殖事業の対象種(アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オオトラツグミ)について、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。アマミノクロウサギについては生息状況及び遺伝解析等の科学的な検討を進める。	<u>自然状態で安定的に存続できる状態とすること。</u> 【個別検討会における評価】	<u>奄美希少野生生物保護</u> <u>増殖検討会</u>
保護増殖事業の対象外 <u>の希少種(ケナガネズ</u> ミ、アマミトゲネズミ 等)の保護増殖の取組 3.2 ) 外来種による影響の	鹿児島県 各市町村 地元関係団体				_	保護増殖事業の対象外の希少種の分布状況に ついて、継続的に調査を行い、科学的データを 蓄積するとともに、外来種防除、交通事故対 策、パトロールなどの他の事業と連携した保護 増殖を図る。	<u>自然状態で安定的に存続できる状態</u> <u>とすること。</u>	

事業項目	実施 主体		施時期 中期	_	文 推薦 地	多範 緩衝 地帯		事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
1 侵略的外来種への対策 1 の強化	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							既に定着している侵略的な外来種について、 侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い 種に焦点を絞り、対策を行う。奄美大島に未定 着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集 する。また、定着を予防するため必要に応じて 対策を講じる。	特に遺産価値(生態系・生物多様性) への影響が大きいと考えられる外来種 による影響の排除・低減	
2 マングース対策の実施	環境省							希少種の捕食等により在来の生態系に大きな 影響を及ぼしているマングースの防除を行う。	奄美大島からのマングースの完全排 除。	奄美大島におけるマン グース防除事業検討会 及び防除等戦略会議
3 ネコ対策の実施	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							地域において,行政と民間が連携して,幅広い情報共有及び合意形成を行い,希少種生息域(森林内)のネコについて,捕獲,一時収容,譲渡等に関する一連の体制を整備し,排除を行う。		奄美群島希少野生生物 保護対策協議会 (奄美大島ノイヌ・ノ ネコ対策検討会)
	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							飼い猫の遺棄・逸出の防止,不妊措置,所有 者明示等の適正飼養や,飼い猫以外のネコへの みだりな餌やり防止を図る。	集落にいるネコが適正に飼養・管理されて,新たに森林内へ侵入することがない状況の創出。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会 (奄美大島ノイヌ・ノ ネコ対策検討会)
4 ノヤギ対策の実施	各市町村							   食害により希少種を含む生態系への悪影響が   懸念されるノヤギの防除を行う。 	奄美大島からのノヤギの完全排除。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会
<del>2<u>3</u>)希少種の保護・増殖</del>	への人為的影響	の防」	Ŀ							
<ul><li>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に</li><li>1 関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種の保護等</li></ul>	環境省				_	_	_	- 絶滅のおそれのある野生動植物種を種の保存法に基づく国内希少野生動植物として指定し、国内希少野生動植物として指定し、国内希少野生動植物種の保護等を図る。	- 国内希少野生動植物種が適切に保護される。	
全	<del>鹿児島県</del> 各市町村					_	_	県及び市町村が制定している希少野生動植物保 護条例を適切に運用し、奄美大島の生物多様性を 保全する。	条例が遵守され、希少野生動植物が適切に保護されている体制の確保。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会
3 <del>保護増殖事業の継続実</del> 施	文部科学省 農林水産省 環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				_			保護増殖事業の対象種(アマミナクロウサギ、アマミヤマシギ、オオトラッグミ)について、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。	自然状態で安定的に存続できる状態と すること。 【個別検討会における評価】	<del>奄美希少野生生物保護</del> <del>增殖検討会</del>

事業項目	実施 主体	実施時期 短期 長期	対象軍 推薦 緩種 地 地帯		- 事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
保護増殖事業の対象外 の希少種(ケナガネズ ミ、アマミトゲネズミ等)の 保護増殖の取組	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体		_   _	_	保護増殖事業の対象外の希少種の分布状況について、継続的に調査を行い、科学的データを蓄積するとともに、外来種防除、交通事故対策、パトロールなどの他の事業と連携した保護増殖を図る。	<del>自然状態で安定的に存続できる状態と すること。</del>	
5 希少野生動物の交通事 <u>1</u> 故対策	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				希少野生動物の交通事故の発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、チラシ配布やキャンペーン実施等による普及啓発や道路改良により、交通事故をなくす。	希少野生動物との衝突を回避するため、速度制限が遵守され、交通事故が 発生しない状況を確保。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会
<mark>・6</mark> アマミノクロウサギ等 <u>2</u> の傷病野生鳥獣救護	環境省 鹿児島県 各市町村				アマミノクロウサギ等の傷病個体の救護を行う。救護個体からの情報収集を行う。また,野生復帰困難個体等の一部展示による普及啓発等への活用を検討する。死亡個体が発見された場合は,可能な限り死因を特定し,今後の対策に資する。	   個体群の維持や、生態研究・飼育技	奄美希少野生生物保護 増殖検討会
<mark>チ</mark> 密猟・盗採防止のため <u>3</u> のパトロール	展児島県 各市町村 地元関係団体				行政が中心となり、地元団体や警察等と連携 しながら密猟・盗採防止パトロールや普及啓発 を行う。	効果的な監視体制の確立、密猟・盗 採が発生しない状況の確保。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会
4)緩衝地帯 <del>等や周辺地域</del>	における産業と	の調和					
1 生物多様性鹿児島県戦 1 略の運用	鹿児島県 各市町村				鹿児島県における生物多様性保全の方向性や施策展開を取りまとめた「生物多様性鹿児島県 戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策 を遂行する。		
を美大島生物多様性地 2 域戦略の運用	鹿児島県 各市町村				奄美大島における生物多様性の方向性や施策 展開を取りまとめた「奄美大島生物多様性地域 戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策 を遂行する。		奄美大島自然保護協議 会
3 生物多様性に配慮した 森林施業の実施	鹿児島県 各市町村				遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の 強化と林業の両立のため、生物多様性保全型の 森林施業ルールを確立する。 そのため市町村有林における統一的な森林管 理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	遺産価値の保全と林業の経済性を両立した森林施業の手法の確立。 【森林管理手法の策定状況、森林管理 手法に基づく施業実績】	电关符员也乔日杰退性 经证据

事業項目	実施 主体	実施時期 短期 長期	対象範囲   推薦 緩衝	チ来の打口	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
4 環境に配慮した公共事 業の実施	鹿児島県 各市町村			世界遺産及びその周辺 <mark>管理</mark> 地域における公共 事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよ う、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、 奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然 や文化の特殊性を踏まえた「環境配慮指針(仮 称)」や、その運用を支援する仕組みを検討 し、国、県、市町村、民間事業者と共有するこ とにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図 る。	公共事業の際に、適切な環境配慮が 行われ、世界遺産の価値に影響が生じ ない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
5 <u>) 適正利用とエコツーリ</u>	ズム適切な観光	管理の実現				
1 持続的観光マスタープ ランの策定	鹿児島県			世界自然遺産登録を見据え、奄美群島観光のマス観光とエコツアーの計画的分散や施設整備と利用のあり方の方向性を示すマスタープランに基づき、計画的な来訪者管理を進める。		奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
2 利用の調整	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体			世界遺産登録による利用の増大・集中により、環境影響の顕在化が懸念されるエリアにおいて、利用人数の制限、ガイド同行義務付け、道路通行規制等の利用のあり方について検討・調整を行い自然環境の保全を徹底し、質の高い利用を目指す。		奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
環境負荷の低減に資す 3 る施設の整備等	環境省 鹿児島県 各市町村			遺産価値を利用者に実感させ、かつ、環境負荷の低減を図るため、以下のような利用施設の整備や既存施設の改修について検討するとともに,必要な整備等を行う。 多人数利用を吸収する拠点施設森林地域の魅力を引き出す施設トイレ、歩道等の環境負荷を低減し持続的な利用のために必要な施設	遺産価値の保全と利用者の体験の質 の確保。	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
4 奄美世界自然遺産トレ 4 イル(仮称)の整備	鹿児島県 各市町村			歩くことにより、奄美群島の自然や生活・文 化の体験や地元との触れ合いを充実させ、滞在 型観光にもつながるトレイルを整備する。 質の高い自然探勝を促進させることにより、 世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資す る。	トレイルが群島全体をつなげ、来島 者がリピーターとなって何度でも好み に応じて質の高い利用をする状況の創 出。	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会

事業項目	実施 実施 主体	短期 中期 長期	1年鳥 版倒	用 周辺 管理 地域	事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
5 エコツーリズムの推進	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体		>	-  -  -	世界自然遺産の核心地域等において、エコツアーガイドの同行による少人数観光を充実させ、本物の自然を求める観光客の満足度を向上させる。 質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	核心地域等におけるエコツアーガイドが同行する少人数観光の確立により、観光客が奄美大島の自然に満足し、リピーターとなって何度でも来島	奄美群島エコツーリズ ム推進協議会
6 ガイドの育成	鹿児島県 各市町村 地元関係団体		>	1	質の高いガイド(観光案内ガイド、エコツアーガイド、里エコガイド等)を育成し、奄美大島の観光を充実させる。 質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	質の高いガイドの提供により、利用者が奄美大島観光に満足し、リピーターとなって何度でも来島する状況の創出。	
6)地域社会の参加・協働	による保全管理						
生物多様性に配慮した 1 森林施業の実施【再 掲】	鹿児島県 各市町村		<b>&gt;</b>	7	遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の 強化と林業の両立のため生物多様性保全型の森 林施業ルールを確立する。 そのため市町村有林における統一的な森林管 理手法を定め、地域全体での共有を目指す。		电关杆岛也乔日杰退生 经进业公司
環境に配慮した公共事 2 業の実施【再掲】	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村		>	1 1 7	世界遺産及びその周辺地域における公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「環境配慮指針(仮称)」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、市町村、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	公共事業の際に、適切な環境配慮が 行われ、世界遺産の価値に影響が生じ ない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
3 域外住民、観光客等へ の情報発信	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体		>		様々な媒体を使った自然や文化の魅力、世界 遺産としての価値、利用上のルールなどの情報 を全国に発信し、奄美群島への理解を深めても らう。	ともに、環境配慮と両立した観光によ	
4 ゴミの不法投棄防止活 動等の実施	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体		>		ゴミの不法投棄防止活動や清掃活動等の実施 により、世界自然遺産の島である奄美大島の環 境美化を図る。		

事業項目	実施 主体	短期 中	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	##   ##   ##   ##   ##   ##   ##   ##	版悝		ず木のパゴロ	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
5 普及啓発等を通じた住 5 民による取組の推進	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体			>			要性等について住民に認識してもらい、住民に	住民一人ひとりが世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来種対策の必要性等について認識し、積極的に取組を進めている状況の創出。	
6 奄美群島の自然と共生 6 してきた文化の継承	鹿児島県 各市町村 地元関係団体			>			電美群島の自然は、他の自然遺産地域と異なり、長い歴史を通じて人間との濃密な関わりの中で維持されてきていることから、自然環境の保全とともに自然と共生してきた奄美群島独特の文化が継承されるよう啓発に努める。	住民一人ひとりが奄美群島の自然と 文化に誇りを持ち、次世代へ継続する 環境づくりの推進。	
7 環境学習の取組の推進	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体			>			子どもたちに地域の自然・文化に興味をもってもらうために、世界自然遺産候補地特有の環境教育に力を入れる。		
7)適切なモニタリングと	情報の活用								
1 情報発信と活用	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村			>				遺産の価値に関わる情報・知見・技 術が集約・蓄積され、保全・管理に活 用される。	
モニタリング計画の作 2 成及びモニタリングの 実施	<u>鹿児島県</u> 各市町村 地元関係団体			_	_	_	<u>モニタリング計画を作成するとともに、計画</u> <u>の下、モニタリングを実施する。</u>	遺産価値の保全状況の確認及びその 結果を取組に反映し、順応的管理を図 る。モニタリング結果や評価を踏ま え、順応的管理を実施する。	
3 <u>奄美大島行動計画の進</u> <u>捗確認</u>	環境省 林野庁 鹿児島 <u>県</u> 各市町村 地元関係団体			> _	_	_	<u>電美大島行動計画が着実に進められているかについて進捗確認を実施する行うとともに、必要に応じてモニタリング計画に基づく評価等を踏まえ、行動計画や事業内容の見直しを検討する。</u>	奄美大島行動計画に基づく事業・取 組を進め、遺産価値が維持・強化され ている状態を確保する。	

# 奄美大島行動計画(H30.12 改正案)

			 	1 <del>/ 2</del>				
事業項目	実施 主体	短期中	 推薦地	援衝 緩衝 地帯		事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
1)保護制度の適切な運用					۵-۸			
奄美群島 <mark>の</mark> 国立公園 <mark>指</mark> 1 <mark>定・</mark> の管理	環境省		>			奄美大島のうち、世界遺産の価値の核心を成 す地域を中心に国立公園に指定する。指定後は 適切に管理する。 奄美群島国立公園の適切な保護管理を行うと ともに,管理体制の強化を図る。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の <del>法的担保を</del> 確保 <del>する</del> を <u>図る</u> 。	
を ・	林野庁		>			奄美群島森林生態系保護地域の適切な保全・管 理を行う。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の法 的担保を確保する。	奄美群島森林生態系保 護地域保全管理委員会
3 鳥獣保護区の管理等	環境省 鹿児島県		·			国指定鳥獣保護区及び県指定鳥獣保護区を適 切に管理する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等の保護が図られる。	
<ul><li>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に</li><li>4 関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種の保護等</li></ul>	<u>環境省</u>		· —	_	l	<u>絶滅のおそれのある野生動植物種を種の保存法に基づく国内希少野生動植物として指定し、</u> 国内希少野生動植物種の保護等を図る。	<u>国内希少野生動植物種が適切に保護</u> される。	
5 <u>希少野生動植物保護条</u> 例の運用	<u>鹿児島県</u> 各市町村		_	_		県及び市町村が制定している希少野生動植物 保護条例を適切に運用し、奄美大島の生物多様 性を保全する。	条例が遵守され、希少野生動植物が 適切に保護されている体制の確保。	<u>奄美群島希少野生生物</u> <u>保護対策協議会</u>
6 保護増殖事業の継続実 施	文部科学省 農林水産省 環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体		<b>-</b>	_		保護増殖事業の対象種(アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オオトラツグミ)について、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。 アマミノクロウサギについては生息状況及び遺伝解析等の科学的な検討を進める。	<u>自然状態で安定的に存続できる状態</u> <u>とすること。</u> 【個別検討会における評価】	<u>奄美希少野生生物保護</u> <u>増殖検討会</u>
保護増殖事業の対象外 の希少種(ケナガネズ 三、アマミトゲネズミ 等)の保護増殖の取組	鹿児島県 各市町村 地元関係団体		_	_	_	保護増殖事業の対象外の希少種の分布状況について、継続的に調査を行い、科学的データを蓄積するとともに、外来種防除、交通事故対策、パトロールなどの他の事業と連携した保護増殖を図る。	<u>自然状態で安定的に存続できる状態</u> とすること。	
32)外来種による影響の	非际・低減							

事業項目	実施 主体		施時期 中期	 文 推薦 地	多範 緩衝 地帯		事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
1 侵略的外来種への対策 1 の強化	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体						既に定着している侵略的な外来種について、 侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い 種に焦点を絞り、対策を行う。奄美大島に未定 着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集 する。また、定着を予防するため必要に応じて 対策を講じる。	特に遺産価値(生態系・生物多様性) への影響が大きいと考えられる外来種 による影響の排除・低減	
2 マングース対策の実施	環境省						希少種の捕食等により在来の生態系に大きな 影響を及ぼしているマングースの防除を行う。	奄美大島からのマングースの完全排 除。	奄美大島におけるマン グース防除事業検討会 及び防除等戦略会議
3 ネコ対策の実施	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体						地域において,行政と民間が連携して,幅広い情報共有及び合意形成を行い,希少種生息域(森林内)のネコについて,捕獲,一時収容,譲渡等に関する一連の体制を整備し,排除を行う。		奄美群島希少野生生物 保護対策協議会 (奄美大島ノイヌ・ノ ネコ対策検討会)
	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体						飼い猫の遺棄・逸出の防止,不妊措置,所有 者明示等の適正飼養や,飼い猫以外のネコへの みだりな餌やり防止を図る。	集落にいるネコが適正に飼養・管理されて,新たに森林内へ侵入することがない状況の創出。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会 (奄美大島ノイヌ・ノ ネコ対策検討会)
4 ノヤギ対策の実施	各市町村						   食害により希少種を含む生態系への悪影響が   懸念されるノヤギの防除を行う。 	奄美大島からのノヤギの完全排除。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会
<del>2<u>3</u>)希少種の保護・増殖</del>	への人為的影響	の防」	Ŀ						
<ul><li>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に</li><li>1 関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種の保護等</li></ul>	環境省			_	_	_	- 絶滅のおそれのある野生動植物種を種の保存法に基づく国内希少野生動植物として指定し、国内希少野生動植物として指定し、国内希少野生動植物種の保護等を図る。	- 国内希少野生動植物種が適切に保護される。	
2 希少野生動植物保護条 例の運用	<del>鹿児島県</del> 各市町村				_		県及び市町村が制定している希少野生動植物保 護条例を適切に運用し、奄美大島の生物多様性を 保全する。	条例が遵守され、希少野生動植物が適切に保護されている体制の確保。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会
3 <del>保護増殖事業の継続実</del> 施	文部科学省 農林水産省 環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体			_		—	保護増殖事業の対象種(アマミナクロウサギ、ア マミヤマシギ、オオトラッグミ)について、生息状況、 生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群 の保護・増殖に努める。	自然状態で安定的に存続できる状態と すること。 【個別検討会における評価】	<del>奄美希少野生生物保護</del> <del>増殖検討会</del>

事業項目	実施 主体	短期 中期		対象範 i.薦 緩衝地 地帯	N ES Nove	事業の内骨	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
保護増殖事業の対象外 の希少種(ケナガネズ シ、アマミトゲネズミ等)の 保護増殖の取組	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体		-	_	_	保護増殖事業の対象外の希少種の分布状況に ついて、継続的に調査を行い、科学的データを蓄 積するとともに、外来種防除、交通事故対策、パト ロールなどの他の事業と連携した保護増殖を図 る。	<del>自然状態で安定的に存続できる状態と すること。</del>	
5 希少野生動物の交通事 1 故対策	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体					希少野生動物の交通事故の発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、チラシ配布やキャンペーン実施等による普及啓発や道路改良により、交通事故をなくす。	希少野生動物との衝突を回避するため、速度制限が遵守され、交通事故が 発生しない状況を確保。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会
<ul><li>6 アマミノクロウサギ等</li><li>2 の傷病野生鳥獣救護</li></ul>	環境省 鹿児島県 各市町村					アマミノクロウサギ等の傷病個体の救護を行う。救護個体からの情報収集を行う。また,野生復帰困難個体等の一部展示による普及啓発等への活用を検討する。死亡個体が発見された場合は,可能な限り死因を特定し,今後の対策に資する。		奄美希少野生生物保護 増殖検討会
<mark>子</mark> 密猟・盗採防止のため <u>3</u> のパトロール	展児島県 各市町村 地元関係団体					行政が中心となり、地元団体や警察等と連携 しながら密猟・盗採防止パトロールや普及啓発 を行う。	効果的な監視体制の確立、密猟・盗 採が発生しない状況の確保。	奄美群島希少野生生物 保護対策協議会
54)緩衝地帯や周辺地域	における産業と	の調和						
1 生物多様性鹿児島県戦 1 略の運用	鹿児島県 各市町村					鹿児島県における生物多様性保全の方向性や施策展開を取りまとめた「生物多様性鹿児島県 戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策 を遂行する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確 保。	
2 奄美大島生物多様性地 2 域戦略の運用	鹿児島県 各市町村					奄美大島における生物多様性の方向性や施策 展開を取りまとめた「奄美大島生物多様性地域 戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策 を遂行する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確 保。	一 奄美大島自然保護協議 会
3 生物多様性に配慮した 森林施業の実施	鹿児島県 各市町村					林怀心未ルールで唯立りる。	遺産価値の保全と林業の経済性を両立した森林施業の手法の確立。 【森林管理手法の策定状況、森林管理 手法に基づく施業実績】	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会

事業項目	実施 主体	実施時期 短期 長期	対象範 推薦 緩衝 地 地帯	HER BARRET	3.314.313.14	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
4 環境に配慮した公共事 4 業の実施	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村				世界遺産及びその周辺 <mark>管理</mark> 地域における公共 事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよ う、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、 奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然 や文化の特殊性を踏まえた「環境配慮指針(仮 称)」や、その運用を支援する仕組みを検討 し、国、県、市町村、民間事業者と共有するこ とにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図 る。	公共事業の際に、適切な環境配慮が 行われ、世界遺産の価値に影響が生じ ない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
6 <u>-5</u> ) <del>適正利用とエコツー</del>	<del>リズム</del> 適切な観	光管理の実現					
1 持続的観光マスタープ ランの策定	鹿児島県				世界自然遺産登録を見据え、奄美群島観光のマス観光とエコツアーの計画的分散や施設整備と利用のあり方の方向性を示すマスタープランに基づき、計画的な来訪者管理を進める。		奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
2 利用の調整	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				世界遺産登録による利用の増大・集中により,環境影響の顕在化が懸念されるエリアにおいて,利用人数の制限,ガイド同行義務付け,道路通行規制等の利用のあり方について検討・調整を行い自然環境の保全を徹底し,質の高い利用を目指す。	の確保。	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
環境負荷の低減に資す 3 る施設の整備等	環境省 鹿児島県 各市町村				遺産価値を利用者に実感させ、かつ、環境負荷の低減を図るため、以下のような利用施設の整備や既存施設の改修について検討するとともに,必要な整備等を行う。 多人数利用を吸収する拠点施設 森林地域の魅力を引き出す施設 トイレ、歩道等の環境負荷を低減し持続 的な利用のために必要な施設	遺産価値の保全と利用者の体験の質 の確保。	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
4 奄美世界自然遺産トレ 4 イル(仮称)の整備	鹿児島県 各市町村				歩くことにより、奄美群島の自然や生活・文 化の体験や地元との触れ合いを充実させ、滞在 型観光にもつながるトレイルを整備する。 質の高い自然探勝を促進させることにより、 世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資す る。	者がリピーターとなって何度でも好み に応じて質の高い利用をする状況の創	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会

事業項目	実施 実施 主体	短期 中期 長期	1年鳥 版倒	Cabba .	事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
5 エコツーリズムの推進	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体		>		世界自然遺産の核心地域等において、エコツアーガイドの同行による少人数観光を充実させ、本物の自然を求める観光客の満足度を向上させる。 質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	核心地域等におけるエコツアーガイドが同行する少人数観光の確立により、観光客が奄美大島の自然に満足し、リピーターとなって何度でも来島	奄美群島エコツーリズ ム推進協議会
6 ガイドの育成	鹿児島県 各市町村 地元関係団体		>		質の高いガイド(観光案内ガイド、エコツアーガイド、里エコガイド等)を育成し、奄美大島の観光を充実させる。 質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	質の高いガイドの提供により、利用者が奄美大島観光に満足し、リピーターとなって何度でも来島する状況の創出。	
7-6-) 地域社会の参加・協	動による保全管	理					
生物多様性に配慮した 1 森林施業の実施【再 掲】	鹿児島県 各市町村		<b>&gt;</b>		遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の 強化と林業の両立のため生物多様性保全型の森 林施業ルールを確立する。 そのため市町村有林における統一的な森林管 理手法を定め、地域全体での共有を目指す。		电关杆岛也乔日杰退性 经进业公司
環境に配慮した公共事 2 業の実施【再掲】	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村		>		世界遺産及びその周辺地域における公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「環境配慮指針(仮称)」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、市町村、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	公共事業の際に、適切な環境配慮が 行われ、世界遺産の価値に影響が生じ ない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】	奄美群島世界自然遺産 候補地保全・活用検討 会
3 域外住民、観光客等へ の情報発信	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体		>		様々な媒体を使った自然や文化の魅力、世界 遺産としての価値、利用上のルールなどの情報 を全国に発信し、奄美群島への理解を深めても らう。	ともに、環境配慮と両立した観光によ	
4 ゴミの不法投棄防止活 動等の実施	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体		>		ゴミの不法投棄防止活動や清掃活動等の実施 により、世界自然遺産の島である奄美大島の環 境美化を図る。		

事業項目	実施 主体	短期「	施時其 中期	,,		象範     緩衝  地帯		事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
5 普及啓発等を通じた住 5 民による取組の推進	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							勉強会や各種イベントの実施、ポスターやパンフレット等の作成・配布等により、世界自然 遺産登録の意義、希少種保護や外来種対策の必 要性等について住民に認識してもらい、住民に よる取組を推進する。	住民一人ひとりが世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来種対策の必要性等について認識し、積極的に取組を進めている状況の創出。	
奄美群島の自然と共生 6 してきた文化の継承	鹿児島県 各市町村 地元関係団体							奄美群島の自然は、他の自然遺産地域と異なり、長い歴史を通じて人間との濃密な関わりの中で維持されてきていることから、自然環境の保全とともに自然と共生してきた奄美群島独特の文化が継承されるよう啓発に努める。	住民一人ひとりが奄美群島の自然と 文化に誇りを持ち、次世代へ継続する 環境づくりの推進。	
7 環境学習の取組の推進	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体							子どもたちに地域の自然・文化に興味をもってもらうために、世界自然遺産候補地特有の環境教育に力を入れる。		
87) 適切なモニタリングと	情報の活用		Í							
1 情報発信と活用	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村							各事業主体が実施したモニタリング結果、その他の調査研究等の情報・知見等について、広く情報を集約・蓄積するとともに、公式ホームページ等による一元的な 情報の集約・管理・公開の仕組みを確保する。	遺産の価値に関わる情報・知見・技 術が集約・蓄積され、保全・管理に活 用される。	
<u>モニタリング計画の作</u> 2 成及びモニタリングの 実施	鹿児島県 各市町村 地元関係団体				_	_	_	<u>モニタリング計画を作成するとともに、計画</u> の下、モニタリングを実施する。	<u>モニタリング結果や評価を踏まえ、</u> 順応的管理を実施する。	
3 <u>奄美大島行動計画の進</u> <u> </u>	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体					_			行動計画に基づく事業・取組を進め、遺産価値が維持されている状態を 確保する。	